【証紙販売終了に伴う免状交付手数料の納入について】

※鹿児島県手数料収納窓口(端末設置場所)を利用できない**県外(端末設置のない県内離島)に居住されている方**は、鹿児島県庁消防保安課(099-286-2259)に連絡してください。鹿児島県が発行する納付書での手数料納入となります。

① 鹿児島県手数料収納窓口(キャッシュレス及び現金決済対応端末設置場所)で免状交付申請手数料を納入してください。

※窓口により可能な納入方法が異なります。右の QR コードでご確認ください。

※各端末設置場所の営業時間等は一覧に掲載された連絡先にお問い合わせください。

鹿児島県手数料
端末設置場所一覧

② 手数料収納窓口(端末設置場所)で、手数料の QR コードを提示してください。

※この用紙をプリントアウトするか、画面コピーや写真を撮っておくと提示がスムーズです。

手数料名	金額	QRコード
危険物取扱者免状交付手数料	2,900 円	

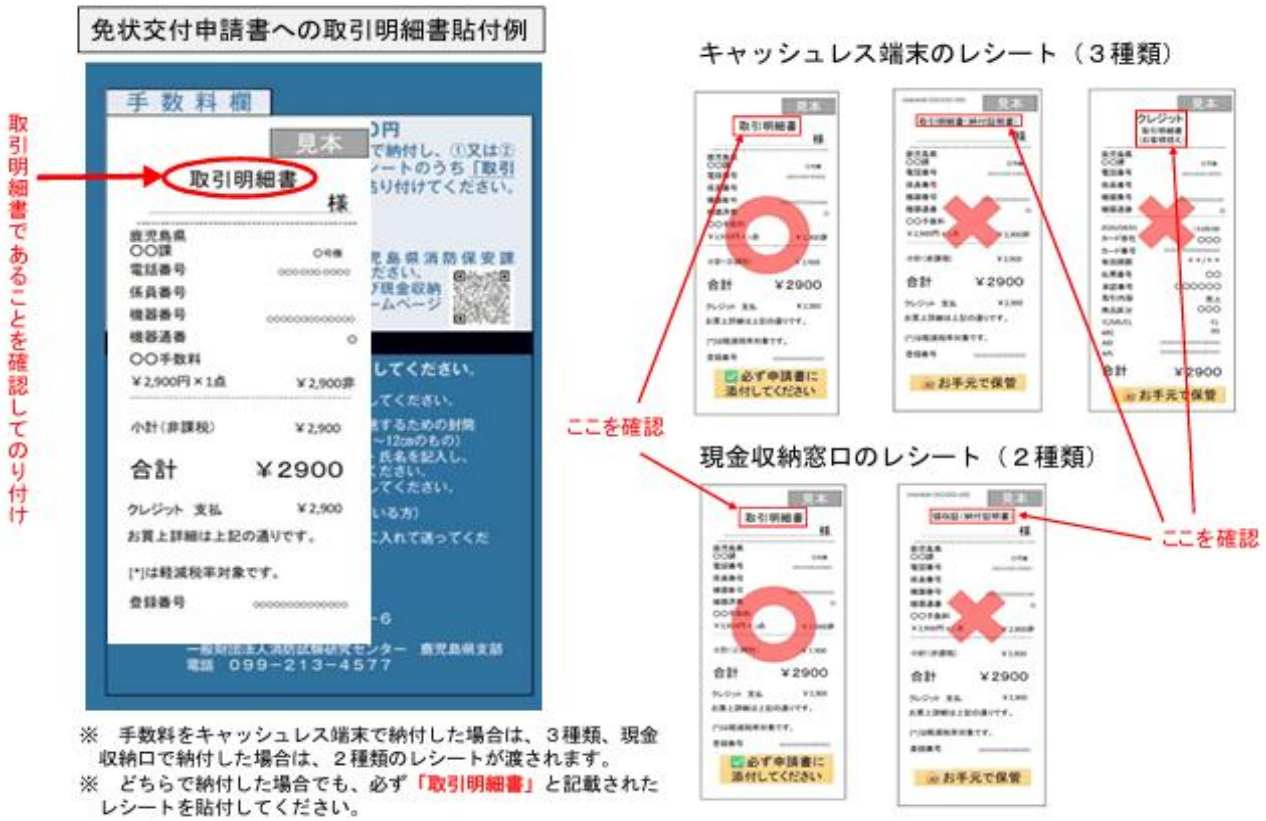
(注)納入窓口の端末で読込むためのＱＲコードです。

(注)この QR コードをスマートフォンで読込んでも支払いはできません。

③「取引明細書」と記載されたレシートを免状交付申請書手数料欄に貼付ける。

レシートは複数枚渡されるので、貼付を間違わないよう注意してください。

(購入済の鹿児島県収入証紙がお手元にある場合、令和９年３月末まで使用可能です)



※　手数料をキャッシュレス端末で納付した場合は、３種類、現金収納口で納付した場合は、２種類のレシートが渡されます。

※　どちらで納付した場合でも、必ず「取引明細書」と記載されたレシートを貼付してください。

※QR コードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。